

金融機関の対応負荷が懸念される IFRS期待損失

IFRS金融商品会計見直しの中で提案された「期待損失モデル」は、金融機関に更なる負荷を与える可能性が高い。業務負荷を鑑みつつ、実効的なリスク管理・経営管理を可能とする内容に着地することを期待したい。

改訂が進むIFRS金融商品会計

2009年はIFRS（国際会計基準）への関心が一気に高まった年であった。契機となった金融庁ロードマップ案¹⁾によると、わが国へのIFRS導入可否は2012年に判断、導入の場合でも移行は早くも2015年とされるが、対応に要する期間・実務負荷からわが国関係者の関心は高い。銀行においても、主計セクションによる対応会議や、監査法人・外部コンサル会社を交えた影響度評価等、大手行中心にIFRS対応は既に始まっている。

IFRS対応における悩みの一つは、基準自体が改訂途上にあることである。IFRSは、2005年に欧州（EU）より導入されたが、今般の金融危機の反省、G20等からの要請を受け、より透明性が高く、企業の実態が反映された基準となるよう、金融商品会計（IAS39）を中心に現在見直し作業が進められている。具体的には、①分類と測定、②償却原価及び減損、③ヘッジ会計の3つのテーマが、改訂に向け順次市中協議に諮られている²⁾。

本稿では、新たな評価法の導入により、特に貸出金で仕訳を含めたシステム対応・データ整備の負荷が大いに懸念される②「償却原価及び減損」につき、IFRSの求める償却原価の内容、IASB（国際会計基準審議会）より新たに提案された「期待損失モデル」の論点を述べたい。

将来キャッシュフローの見積もりを要する IFRS償却原価

日本の会計基準における償却原価には、取得価額と額面との差額を每期一定額ずつ調整する「定額法」と、一定率にて調整する「定率法」がある。一方、IFRSが定める償

却原価とは、「将来発生が見込まれるキャッシュフローを割り引いた価額」を時価・帳簿価額と認識するものであり、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー）に準じたものとなる。一義的に定義できる訳ではないが、償却原価の適用対象は、将来の売却を想定していない国債・普通社債・地方債、一定の要件を満たした証券化商品や仕組み債、貸出金・預金等となる見込みである³⁾。

キャッシュフローを割り引く割引率には、IFRS特有の「実効金利」を用いる。実効金利とは、「残存期間に渡り発生する現金支払い・受取額（キャッシュフロー）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率」等と定義される。概念的には「内部収益率（IRR）」と同等のものである。

DCF法ゆえ、IFRSにおける償却原価計算に必要なインプットは、①各期のキャッシュフローと、②割引率（実効金利）ということになる。ただし、IFRS規定上、前者については、期限前償還に関する情報・可能性、貸し倒れ損失を反映させる必要があること、後者については、取引から得る一部手数料を通期に按分する必要がある点には注意を要する。当該実効金利は、各期の時価・帳簿価額計算に用いられるだけでなく、IFRS下ではP/Lで計上される利息収益となる。わが国会計基準では、クーポンや契約金利等表面の金利収入が、まずは利息収益として計上されるため、償却原価・実効金利の導入により、仕訳に至るロジック自体が大幅に変わることになる。

商品別に対応負荷を比較しよう。有価証券の場合は、1本1本の保有額は比較的大きく、期限前償還や貸倒事象の発生も少ないため、金融機関にとっての負荷はさほど高くない。しかし、貸出金の場合は、事情が異なる。銀行の抱える、住宅ローン等個人向けローンの本数は膨大であるため、期限前償還や貸倒事象発生の都度、

NOTE

- 1) 2009年2月に公表された「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告(案))」のこと。
- 2) ①「分類と測定」については、2009年7月の公開草案に対する市中協議の後、金融資産については11月にIFRS9として最終基準化、金融負債については2010年5月に公開草案が公表された。②「ヘッジ会計」については、2010年6～9月に公開草案が公表される見通し。
- 3) 2009年11月に最終基準となったIFRS9によると、償却原価法を適用するには、①当該金融商品の保有が(売買目的ではなく、)契約キャッシュフロー回収のため

- あること、②当該金融商品から生じるキャッシュフローが元本と、貨幣の時間価値・信用リスクの対価のみを反映した「金利」であること、という2つの要件を満たす必要がある。証券化商品や仕組み債は、トランシェや商品性により、適用できるか否かが変わってくる。
- 4) 先にIFRSが導入された欧州銀行の事例を見ると、大企業向け貸出や大口貸出については個別で評価し、個人向け貸出は集積的に評価するケースが多い。但し、商品別・地域別でどう括るのか、銀行内部格付とどう連携させるか等グルーピングについても、論点がある。
- 5) コメントの締め切りは2010年6月末。業界セミナーで

は、本文のような実務負荷の他、見損もった期待損失の客観性を監査法人に対し、どう証明するか等懸念する向きもあった。

キャッシュフローを洗い直す負荷は、極めて多大なものとなる。IFRSでは同種の資産を束ねた集積的評価も認められているが⁴⁾、IFRSに沿った償却原価を算出するには、キャッシュフロー計算・実効金利集計等相応のシステム対応が必要になるものとする。

「期待損失モデル」導入による
更なる負荷

今後の対応負荷を考える上で悩ましいのは、償却原価の計算に際し、将来発生が見込まれる「期待損失」も反映するよう、IASBより新たに提案されたことである(「期待損失モデル」)。

従来のIFRSは、「発生損失モデル」という考え方を取り、リスクやデフォルト等具体的なトリガー・イベントが発生しなければ、引当計上はそもそも認められなかった。しかし、今般の金融危機で、景気悪化時の損失認識の遅れ、フォワード・ルッキングな視点により運営される社内リスク管理・経営管理との不整合性等が課題として指摘された。「期待損失モデル」はトリガー・イベントの有無に関わらず、将来発生が見込まれる貸し倒れ損失は、速やかに財務諸表に反映させようとするものである。

「発生損失モデル」から「期待損失モデル」への移行は、パーゼルIIを経験したわが国銀行に対し、IFRS対応の負荷を軽減させる要因のようにも見える。取引先のデフォルト確率や、デフォルトの際の期待回収額等かつての対応で蓄積されたデータやノウハウの援用も可能となるためだ。ただし、実際の会計処理・実務処理を踏まえると、依然以下のような事項が懸案材料となるのではなかろうか。

- ・住宅ローン等残存期間の長い金融商品につき、期限

前償還の可能性や期待損失をキャッシュフローに反映させるのは容易でない、また損失事象が「いつ」起こるか予測できるほど実績データは十分にない。

- ・変動金利による貸出は、基準金利が変わる都度、実効金利・キャッシュフローを洗い直す必要があるが、期待損失と合わせて計算するには、システム負荷が過大。

IASBによる公開草案では、①延滞期間とそれに応じた引当率からなるマトリックス(例：90日未満は3%、90～180日は10%等)の利用や、②2段階での評価(期待損失控除前の償却原価計算の後、期待損失の現在価値を控除)といった簡便法も例示している。デフォルト確率や期待回収額に関するデータが十分蓄積できていないであろうパーゼル標準的手法採用行の取り扱いや、社内データが十分にない場合の外部データ利用の可能性等については、今後議論される見通しである。

「IFRSを単なる制度対応と捉えず、リスクと会計の融合により、経営管理を高度化させるきっかけとしたい」とは邦銀関係者からしばしばなされる指摘である。公開草案「償却原価及び減損」は、市中協議の後、2010年内にも最終基準化される予定である。市中協議の中で、最終的にどのようなコメントが寄せられたかは本稿執筆時点ですべてを知ることはできないが⁵⁾、金融機関の業務負荷を鑑みつつ、より実効的なリスク管理・経営管理を可能とする内容へ着地することを期待したい。

Writer's Profile



池田 雅史 Masashi Ikeda

投資情報サービス事業部
主任コンサルタント
専門はデータ管理、リスク管理に関する調査・企画
m5-ikeda@nri.co.jp